

事務連絡
令和5年4月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型
コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬
送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け（令和5年
3月3日改定）厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連
名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていた
だしていることと存じます。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感
染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが五類感染症に変更され
る予定となっており、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変
更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに
関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日厚生労働省新型コロナウイルス
感染症対策推進本部）が示されたこと等を踏まえ、別添のとおり、ガイドライ
ンを改正し、令和5年5月8日から適用することとしましたので、内容につい
て御了知の上、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設、市町村等
の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとし
ておりますので、申し添えます。